

第2次伊佐市男女共同参画基本計画（案）に対する意見公募の結果について

市では、令和3年度を始期とする「第2次伊佐市男女共同参画基本計画」を策定するに当たり、計画（案）に対する市民の皆さまの御意見等をうかがう意見公募（パブリック・コメント手続）を実施しました。

その結果、3通（18件）の御意見をいただきました。それらの御意見と市の考え方は下記のとおりです。

1 結果概要

（1） 募集方法等

募集期間	令和2年12月1日（火）～令和3年1月8日（金）
意見提出方法	郵送、FAX、メール又は持参
計画（案）の公表場所	企画政策課、市民課（大口庁舎）、地域総務課（菱刈庁舎）、大口ふれあいセンター窓口、まごし館窓口、市ホームページ

（2） 意見数等

提出数	3通（メール1通、持参2通）
意見数	18件

（3） 項目別の意見数

第1章 計画の基本的な考え方	2件
第2章 計画策定の背景	2件
第3章 計画の内容	12件
第4章 計画の推進	0件
全般に関する御意見	2件

2 いただいた御意見と市の考え方

【第1章 計画の基本的な考え方】

No	頁	御意見	市の考え方
1	3	国の計画には「危機感」が滲んでいる。市の計画（基本目標）にも導入部に「危機感」が感じられるような文言があるとよいのではないか。	基本目標の導入部分については、第5次男女共同参画基本計画を勘案し、文言に若干の修正を加えます。 御意見については、参考にさせていただきます。
2	3	基本目標が第3次鹿児島県男女共同参画基本計画と同じであるが、第1次伊佐市男女共同参画基本計画では、「固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会」を設定してある。計画案には、固定的性別役割分担意識の解消に向けた施策は基本的方向や具体的内容に随所にみられるが、男女平等にまで踏み込んでいるものはあまり見受けられない。男女共同参画社会は男女平等社会であるとも考えられるが、基本目標に「男女平等」を省略した理由は何か。	男女共同参画社会基本法（以下「法」という。）において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。 第2次伊佐市男女共同参画基本計画（案）（以下「第2次基本計画」という。）における基本目標は、第4次男女共同参画基本計画及び第3次鹿児島県男女共同参画基本計画（以下「県基本計画」という。）を勘案して定めたものです。

【第2章 計画策定の背景】

No	頁	御意見	市の考え方
3	4	社会経済情勢の変化において、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響（DVや性暴力相談の増加、自殺の増加）に触れてほしい。	当市においては、現在のところ、DV相談件数、自殺者数ともに新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた変動は見受けられませんが、全国的な社会情勢の変化として加筆することとします。
4	4	本市における世帯数に占める母子世帯、父子世帯の割合を具体的に示してほしい。	別添資料をご覧ください。（出所：国勢調査）

【第3章 計画の内容】

2 施策の内容

重点項目1 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進

No	頁	御意見	市の考え方
5	10	「①固定的な性別役割分担意識解消のための啓発の推進、制度や慣行の見直し」に記載してある『市民や民間団体からの申出制度の活用等により・・・』の申出制度とはどんなことなのか説明がほしい。	伊佐市例規に根拠を持つ制度としては、「伊佐市市民意見公募手続実施要綱」に基づく意見公募手続（パブリック・コメント）があります。そのほか、市政に対する様々な御意見、御提案などを提出していただけるよう「御意見箱」を両庁舎の玄関に設置しています。なお、電話などで御意見、御要望をいただくことも広く申出制度の中に含まれると御理解ください。
6	11	「③性の多様性の理解促進」において、教職員の理解促進のみでなく、子供に対する教育こそ必要ではないか。	児童生徒に対する教育を行うに当たっては、教職員が正しい理解と認識を深めることが必要不可欠です。その上で、児童生徒が、性の多様性を含むそれぞれの個性を認め合うことは、男女共同参画社会の形成に向けて、大切なことと考えます。 御意見の趣旨を踏まえた上で、文言を加筆することとします。

重点項目2 男女ともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境整備

No	頁	御意見	市の考え方
7	14	「③男性の意識改革と家事・育児等への参画促進」において、市は「まず隗より始めよ」の観点から、数値目標を設定し男性職員のいわゆる男性版産休や育休の取得を強く呼びかけるとともに、周囲のサポート体制や代替要員の確保を図り、気兼ねなく産休・育休を取得できる職場環境の整備を促進し、その上で市内の事業所にも取り組みを波及させてほしい。	出産補助休暇及び育児参加休暇は数値目標を100%と設定し、人員配置などを考慮し、休暇取得の推進に努めてまいります。 育児休業については、現状は取得実績がないため、最初の取得者が大切であると考えますので、取得しやすい環境づくりに努めてまいります。 気兼ねなく産休、育休を取得できる職場環境の整備は重要であると考えますので、御意見の趣旨を踏まえた上で、取り組んでまいります。

重点項目3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

No	頁	御意見	市の考え方
8	15	<p>職員管理職に占める女性の割合の県内市町村平均を示してほしい。</p> <p>また、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取り組みを進めるのが国の方針だが、本市も具体的な数値目標を設定してほしい。</p>	<p>別添資料「市町村における課長相当職以上への女性の登用状況（出所：鹿児島県）」をご覧ください。</p> <p>当市における係長職以上に占める女性の割合は約9%と低い状況となっています。</p> <p>課長職に占める女性の割合は、4.2%（令和2年度）であり、当市の実状に合わせ、令和6年度までに10%となるよう数値目標を設定して取り組んでまいります。（全職員に占める女性の割合は、28.5%）</p>
9	15	<p>審議会等委員に占める女性の割合について、市町合併前に大口市で目標を30%と定めてから15年以上経過した。令和元年3月31日現在で20.1%となっている。女性の人材育成と環境整備が必要ではないか。30%の目標に近づくとよう取り組んでほしい。</p>	<p>審議会等委員の選任については、性別のバランスに配慮するとともに、団体推薦による審議会等委員については、団体への女性の推薦の協力依頼、職務を指定した委員の見直し等により数値目標の達成に向け取り組んでまいります。</p>
10	16 17	<p>「①政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る取組の促進」について、施策の具体的内容で示されている研修や人事異動等の対象は「行政、教育分野」であることから、女性の管理職登用は図られると思われる。一方、「審議会委員等への女性の登用」はただ「推進する」とあるのみで具体的な施策は示されていない。審議会委員等を担える女性の育成が必要なのではないか。「③女性の人材育成に関する支援」で示されている施策は、就業、起業を目指す支援策である。</p>	

重点項目4 生涯を通じた男女の健康支援

No	頁	御意見	市の考え方
11	18	「十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って」とあるが、第3次鹿児島県男女共同参画基本計画では「十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持って」になっている。思いやりだけでは不確かであり「人権の尊重」は欠かせない。「人権を尊重しつつ」という文言を入れてほしい。	該当部分は、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提となることを示す箇所であるため、御意見の趣旨を踏まえた上で、第5次男女共同参画基本計画及び県基本計画に則した文言を加筆することとします。
12	18	「男女がお互いの性を尊重する意識の不足などが考えられます」とあるが、第3次鹿児島県男女共同参画基本計画では「女性による性についての主体的な判断と行動を阻む社会的性差（ジェンダー）があり、それに起因する性的暴力の要因となっていることでもあります」になっている。望まない妊娠や性感染症の発生等の背景を「男女がお互いの性を尊重する意識の不足などが考えられます」と曖昧にせず、明確に表現してほしい。特に昨今、「#me too」や「フラワーデモ」で象徴されるように性的暴力の関心は高い。	<p>該当部分は、望まない妊娠や性感染症の発生等（以下「課題」という。）の背景として考えられるものを示した箇所であり、「男女がお互いの性を尊重する意識」を持つことは、課題の解消にとって重要なものと考えます。</p> <p>一方で、御意見の文言についても、課題の背景として考えられることから、第5次男女共同参画基本計画及び県基本計画に則した文言を加筆することとします。</p>
13	18	12行目は「全ての人」となっているが、第3次鹿児島県男女共同参画基本計画では「女性」である。女性は妊娠や出産の可能性があるため、生涯を通じて男性とは異なる心身の健康上の問題に直面することがあり、そのための配慮が必要とされるからである。「全ての人」を「女性」にしてほしい。	12行目の「全ての人」は誤りです。御意見のとおり「女性」に修正します。
14	18	下段に「リプロダクティブヘルス」の説明、11行目には「リプロダクティブヘルス/ライツ」の説明があるが、最も重要な「男女が共に持つ権利であるが、とりわけ女性の重要な人権である」の記載がないので加えてほしい。	下段の用語解説を、県基本計画に則して「リプロダクティブヘルス/ライツ」の説明に修正します。

重点項目 5 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

No	頁	御意見	市の考え方
15	25	<p>SNS等を通じた犯罪の発生や画像流出による人権侵害の増加に鑑み、国の計画にある「特にインターネットの適切な利用、その危険性に関する教育、啓発の推進」、「暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための幼児期からの教育」という文言を入れてほしい。</p> <p>また、市の配偶者暴力相談センターを設置してほしい。</p>	<p>「インターネットの適切な利用、その危険性に関する教育、啓発の推進」については、学習指導要領に沿って発達段階に応じた指導を行ってまいります。</p> <p>また、各課においては、今後、第2次基本計画の「施策の具体的内容」に沿った事業（以下「実施事業」という。）を展開することとなりますが、これまでの基本計画に沿った実施事業に「児童生徒に向けた暴力を許さない教育」に関するものがあります。「施策の具体的内容」の記述が不十分であったと考えますので、御意見の趣旨を踏まえた上で、文言を加筆することとします。</p> <p>なお、配偶者暴力相談支援センターの設置については、相談の実績等を考慮し、必要性の判断を行ってまいります。</p>

重点項目 7 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

No	頁	御意見	市の考え方
16	31	<p>意識啓発や学習機会の提供等に加え、「コミュニティ活動の担い手の育成」も必要なのではないか。広く住民の中から「担い手の育成」をすることは先々「審議会委員等への女性の登用」のみならず「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」にもつながるものと期待される。</p>	<p>これまでの基本計画に沿った実施事業に「地域で男女共同参画社会についての理解が広がるよう推進に取り組む人材の育成」というものがあります。「施策の具体的内容」の記述が不十分であったと考えますので、御意見の趣旨を踏まえた上で、文言を加筆することとします。</p>

【全般】

No	頁	御意見	市の考え方
17	—	職員が減少する中、「男女共同参画推進条例」を制定するのは大変なことだと思う。まずは、基本計画に盛り込んでほしい。	令和2年第4回定例会において、遠矢議員の「条例を制定する考えはあるか。あるとしたら目標時期も伺う」という質問に対し、市長は、「第2次伊佐市男女共同参画基本計画が策定された後
18	—	「男女共同参画推進条例の制定」を基本計画に盛り込んでほしい。令和2年12月定例市議会本会議において、遠矢議員の質問に対する市長答弁で「条例の制定は市男女共同参画基本計画にないので予定はない」とあった。今回、第2次伊佐市男女共同参画基本計画を策定するにあたり、条例制定を謳わなければ、向こう10年間は条例制定の可能性がないことになる。県内19市のうちすでに8市が制定済である。また、同議員から「本市における男女共同参画推進の重要性」について問われ、市長は「男女共同参画推進は重要である」と、明言された。本市の男女共同参画のさらなる推進のために条例制定は不可欠であると思う。	においては、これまでと同様に基本計画に沿った施策を各課が実施していくこととなりますので、現在のところ条例を制定することは考えていない」と答弁しました。 今後、当市の状況等を考慮しながら、条例制定の必要性などを検討してまいります。

	総数(世帯 の家族類 型)	男親と子供から成る世帯		女親と子供から成る世帯	
		世帯数	世帯総数に 占める割合 (%)	世帯数	世帯総数に 占める割合 (%)
H17 国勢調査	13,357	170	1.27	983	7.36
H22 国勢調査	12,751	172	1.35	1,004	7.87
H27 国勢調査	12,053	167	1.39	954	7.92

市町村における課長相当職以上への女性の登用状況（平成31年4月1日現在）

